

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第12号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「、京都市衛生関係手数料条例第1条に規定する手数料」を削り、「保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター、」の右に「医療衛生コーナー（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センターが所掌する事務に関する相談等に応じる窓口で、区役所及び区役所支所の庁舎に設置するものをいう。以下同じ。）又は」を加え、「又は保健センター支所」を削り、同条に次の1号を加える。

(18) 京都市衛生関係手数料条例第1条に規定する手数料又はその他の収納金 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター又は医療衛生コーナー

附 則

この規則は、平成29年5月8日から施行する。

(会計室)